

Lesson 7

頼りになる!困ったときの相談先 消費生活センター

消費生活センターは  
契約トラブルや商品・サービス  
に関する相談窓口です。

消費者トラブルで困ったり、  
不安に感じる事があったら、  
一人で悩まずに、相談してみましょう。  
行政機関なので、**相談は無料**です。  
専門の**相談員**が担当しています。  
**秘密は守られる**ので安心して、  
相談してください。



私たちの行動が社会を変える!!

消費生活センターに相談することは、相談者本人の問題解決だけが目的ではありません。全国の消費生活センターに寄せられた相談に関する情報は集計、分析され、違法な営業活動を行う業者の処分等に生かされています。  
また私たちは、日々、何らかの商品やサービスを選んだりしながら消費生活を送っています。その選択を行うときに「社会」「経済」「環境」などを考慮して行うことで、より安全、安心な社会が形成されることになります。  
これが「**消費者市民社会**」なのです。

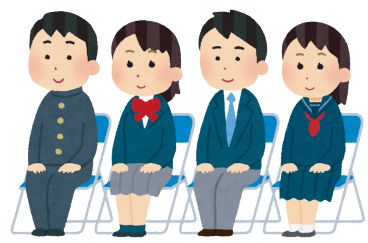
ラスト Lesson 8

大人になる君に伝えたい 大人になっても覚えていたい

大人になる君に

- ・軽い気持ちで契約しない
- ・うまい話に飛びつかない
- ・ネットの情報に流されない
- ・契約をせかす者は相手にしない
- ・借金をしてまで契約しない

きつぱり断る  
勇気も必要



大人になる前に知っておきたい

契約と消費者トラブルのはなし

20歳 → 18歳  
2022年4月  
成年年齢が変わります

あなたは何歳になったら「大人」になると思いますか？  
現在は民法で定める「成年」を「大人」とする考え方が広く浸透しています。  
その「成年」になる年齢が2022年4月1日から18歳に引き下げられることになりました。  
18歳で「大人」になる。そんな日が間もなくやってきます。

あなたが大人になる前に、きちんと知っておいてもらいたい。  
契約のこと。消費者トラブルのこと。お金のこと。  
あなたのこれからの人生のために…さあ、一緒に学びましょう。

消費者ホットライン

TEL (局番なし) **188**  
※お住まいの地域の消費生活センターにつながります  
※ナビダイヤルです(相談は無料です)

福岡県消費生活センター

TEL **092-632-0999**  
月曜～金曜(電話・面談) 9:00～16:30 / 日曜(電話のみ) 10:00～16:00  
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

# Lesson 1

## 大人(成年)になると何が変わるの?

私が成年になるのは 年 月 日です。


### クイズ1

2022年4月以降、大人(成年)になると

- ①スマートフォンをひとりで買うことができます (○・×)
- ②飲酒ができます (○・×)
- ③ローンを組んで車を購入することができます (○・×)
- ④競馬、競輪などの公営ギャンブルができます (○・×)
- ⑤アパートの部屋を借りることができます (○・×)

生年月日	成年になる日
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
2002年4月2日～2003年4月1日生	2022年4月1日
2003年4月2日～2004年4月1日生	2022年4月1日
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

大人(成年)になると、自分ひとりの判断でできることが広がります。その一方で、その判断や行動には責任が生じます。特に、契約については、保護者の同意なく高額な取引もできるようになるため注意が必要です。

もっと詳しく知りたい方はこちら→   
政府広報オンライン 18歳から大人に!

# Lesson 2


## 「契約」ってなんですか?

「契約」とは法的な責任を伴う約束です。

「買い物をする」「乗り物に乗る」「美容院で髪を切る」これらはみんな契約です。



- ★「契約」は双方の合意で成立  
売り手と買手がお互いに契約内容(商品の内容・価格・引き渡し時期など)について合意すれば契約は成立します。契約は双方の合意があれば、口約束でも成立します。
- ★「契約」は自由  
契約を結ぶかどうか、どのような契約を結ぶか、誰と契約をするかは契約をする人が自由に決めることができます。
- ★「契約」には責任が伴う  
一度結ばれた契約は、一方の都合だけで内容を変更したり、キャンセルしたりすることは原則できません。

 契約書を作成しなくても、契約は成立しますが、内容が複雑な契約(アパートの賃貸借契約やスマホの購入契約など)は通常契約書を作成します。契約書は契約の内容を記した大事な書類です。契約書にサインをすることは書かれている内容を承諾したこととみなされます。

### クイズ2

店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる?

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。


消費者トラブル  
困ったときは  
消費者ホットライン  
【188】

# Lesson 3


## 知ってますか? 契約のキャンセル

☆ 契約は一度結ぶと一方の都合だけでやめることはできませんが、キャンセルできる契約もあります。


- ① 未成年者が結んだ契約
- ② 不意打ち性のある契約
- ③ 問題のある勧誘により結んだ契約



未成年者がひとりで結んだ契約は、キャンセルすることができます。ただし、お小遣いの範囲の契約や成年とウソをついて契約した場合は取り消すことができません。



突然の勧誘などよく考えることができないままに結んでしまった契約については、契約後一定期間であればキャンセル(解除)できます。(クーリング・オフ)



契約の重要なことについてウソがあるなど、問題のある勧誘によって結ばれた契約は、キャンセル(取消)することができます。

※相手と合意した場合や約束どおりに契約が実行されない場合も解約できるときがあります。

### クイズ3

17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約を取り消すことができる?

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者なので取り消すことができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、取り消すことができる。

# Lesson 4

## おさえておきたい「クーリング・オフ」


- ☆ クーリング・オフすると、消費者は一切お金を払わず、契約をキャンセルすることができます。支払い済みの代金は全額返金され、受け取っていた商品も送料を業者が負担し、送り返すことができます。
- ☆ クーリング・オフができるのは一定の取引と期間に限られます。

### ■クーリング・オフできるもの

取引方法(販売方法)	例	クーリング・オフできる期間
○訪問販売(家庭訪問・キャッチセールスなど)	・突然家に営業マンが来た。 ・突然路上で呼び止められて、店に連れていかれた。 ・SNSでカフェに呼び出されて、不意打ち的に勧誘された。	8日間 ●●●●
○継続的なサービス	エステ、美容医療、語学教室、パソコン教室などのサービスについて長期の契約を結んだ。(自分で店に行った場合も含む。)	20日間 ●●●●●●
○マルチ商法	友人や先輩から「誰か紹介すればお金が受け取れる」などと誘われ、名目は様々であるが、金銭的負担を求められた。	20日間 ●●●●●●

### ■クーリング・オフできないもの

- × 自分でお店に行って買い物した場合
- × 3,000円未満の現金取引
- × 通信販売(ネットショッピング)
- × 事業者同士の取引

 ←クーリング・オフの詳しい方法はこちら  
「福岡県消費生活センターホームページ」

クーリング・オフはハガキで通知します。  
(「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。)

クーリング・オフ通知	〒	市	町	丁目	番	地
契約年月日	○年○月○日	○	○	○	○	○
商品名	○○○	○	○	○	○	○
契約金額	○○○○円	○	○	○	○	○
販売会社名	○会社	○	○	○	○	○
担当者	○氏	○	○	○	○	○
上記契約は解除します。	○年○月○日	○	○	○	○	○
住所	福岡県○市○町○	○	○	○	○	○
氏名	○○○	○	○	○	○	○

※ハガキの両面をコピーして、保管しておきましょう。